

ちば文化振興ネットワーク協議会設置要綱

(目的)

第1条 ちば文化振興ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、千葉県内の文化振興にかかる各団体が、個々に持っている専門的なノウハウや経験をネットワーク化することで、情報を共有し地域に根差した団体としての特性を引出し、団体相互のレベルアップを図ることで千葉県全体の文化振興を向上させることを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動に関する連絡調整を行う。

- (1) 協議会の運営・構成団体の相互連携及び相互協力
- (2) 前号に掲げるものの他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は次の団体によって構成する。

- (1) 公益財団法人千葉県文化振興財団
- (2) 公益財団法人千葉市文化振興財団
- (3) 公益財団法人松戸市文化振興財団
- (4) 公益財団法人市川市文化振興財団
- (5) 公益財団法人習志野文化ホール
- (6) 公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団
- (7) 公益財団法人市原市文化振興財団
- (8) 公益財団法人うらやす財団
- (9) 公益財団法人四街道市地域振興財団
- (10) 公益財団法人東金文化・スポーツ振興財団
- (11) 公益財団法人君津市文化振興財団
- (12) 公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社

(運営及び任期)

第4条 協議会には会長として1団体を置き、構成団体持ち回りとし、任期は2年とする。
又、副会長として3団体を置き、会長が任命する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、会長団体に置くものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は協議会において別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年2月24日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年7月9日から施行する。(第3条)